

議案第 12 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する消防防災ヘリコプターの活動中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

- A 米子市 個 人
- B 米子市 個 人
- C 西伯郡南部町 個 人
- D 西伯郡南部町 個 人
- E 西伯郡南部町 個 人
- F 西伯郡南部町 個 人
- G 西伯郡南部町 個 人
- H 西伯郡南部町 個 人
- I 西伯郡南部町 個 人
- J 日野郡日南町 個 人
- K 日野郡江府町 個 人

L 西伯郡南部町 個 人

M 西伯郡南部町 個 人

N 日野郡日南町 個 人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金218,106円をAに、716,544円をBに、1,089,179円をCに、505,445円をDに、504,770円をEに、250,488円をFに、773,180円をGに、455,837円をHに、170,018円をIに、1,175,270円をJに、136,392円をKにそれぞれ支払うものとする。また、L、M及びNは、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

平成28年5月4日

(2) 事件の発生場所

西伯郡南部町下中谷地内

(3) 事件の状況

消防防災ヘリコプターでの林野火災に対する活動中、飛行場外離着陸場に着陸しようとした際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、隣接の駐車場に和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車2台、小型乗用自動車2台、軽乗用自動車6台及び軽貨物自動車4台に衝突し、それぞれの車両が破損したものである。